漁船登録データの活用について

- 1 漁船登録データの活用については、2008年漁業センサスにおいて、全国統一的に対応することは困難であるが、都道府県に対して積極的なデータ提供の働きかけを行い、提供可能な都道府県のデータを早急に入手し活用するための検証を行った上で、一部の地域においてでも、データ活用ができるよう対応して参りたい。
- 2 また、漁船登録データの入手については、農林水産省としても引き続き努力することとしているが、各都道府県における電子化の状況や個人情報保護の取扱いが異なるなど、単独で解決することは困難な面もあり、統計委員会において、行政記録の活用に係る課題とその対応等について明確な方向性を打ち出すようお願いするとともに、特に、地方自治を所管している総務大臣から各都道府県に対して行政データの活用に対する協力依頼等、行政記録の統計利用が円滑に進むような下地作りを進めることが重要であり、政府統計全体としての対応が必要であると考えている。

漁船登録データの活用に係る主な課題

- 1 登録された漁船名等の情報は、各都道府県が独自に電子化を行っており、データ形式等が統一されていない。
- 2 漁船登録データと漁業センサスの調査客体名簿とのマッチングを行う 必要があり、そのマッチングに当たっては、両データの共通化を図るた めのファイル変換業務等の作業(及び経費)等が必要となる。
- 3 登録者の氏名、住所と、調査客体名簿の「経営体」(個人、会社、共同経営等)、住所でマッチングすることとなり、個人、会社、組合、共同経営毎にそれぞれの漁船について、照合の可能性等の検証が必要となる。
- 4 各都道府県の個人情報保護条例の中に、「統計作成目的の場合には データを提供することができる」旨の規定のある県(29県)においても、 個人情報保護意識の高まりにより「海難等以外は提供できない」、「デ ータ提供の手続手順が未整備である」等の理由により、漁船登録データ の提供に消極的である。
- 5 漁業センサスの調査票は、単体(1枚)ではなく数枚に及ぶため、データ活用する場合は、漁船の項目欄について、本体調査票から切り離しをするなど(単体の調査票としてプレプリント)の工夫が必要となる。